


宮城県一部地域の高潮警報・注意報の暫定基準の廃止及び通常基準の変更について

松島町と利府町の高潮警報・注意報について、暫定基準を廃止するとともに、新たな基準を設定し、令和3年6月3日（木）から適用します。

松島町と利府町では平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震と津波による防潮堤施設の損壊や地盤沈下により、高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用してきましたが、今般復旧工事が完了したことから暫定基準を廃止し通常基準に戻して運用することとしました。通常基準については、復旧工事の規模が大きかったことから、復旧工事完了後の防潮施設の整備状況に基づいた新たな基準を設定しました。

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日13時
- 2 暫定基準を廃止し、新たな通常基準を設定する町
松島町、利府町
- 3 松島町と利府町の高潮警報・注意報基準

市町村	警報（潮位：m）			注意報（潮位：m）		
	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	暫定基準	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	暫定基準
松島町	1.6	1.4	1.1	0.9	0.9	0.8
利府町	1.6	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8

 変更箇所

宮城県の高潮警報・注意報の一覧表は別紙参照

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 藤井
電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260

＜宮城県の高潮警報・注意報の一覧表＞

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	警報（潮位：m）		注意報（潮位：m）	
			通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
東部	東部仙台	仙台市東部	1.6	—	0.9	—
		塩竈市	1.2	1.1	0.9	0.8
		名取市	1.5	—	0.9	—
		多賀城市	1.6	—	0.9	—
		岩沼市	1.6	—	0.9	—
		亘理町	1.5	—	0.9	—
		山元町	1.4	—	0.9	—
		松島町	1.6	—	0.9	—
		七ヶ浜町	1.3	1.1	0.9	0.8
		利府町	1.6	—	0.9	—
	石巻地域	女川町	1.2	1.1	0.9	0.8
		石巻市	1.2	1.1	0.9	0.8
		東松島市	1.2	1.1	0.9	0.8
	気仙沼地域	気仙沼市	1.2	1.1	0.9	0.8
		南三陸町	1.2	1.1	0.9	0.8